

熊本県やさしいまちづくり条例における特定建築物等に係る事前協議実施要項
(趣 旨)

第 1 条 この要項は、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成 7 年 3 月 1 6 日条例第 1 6 号、（通称やさしいまちづくり条例）以下「条例」という。）に規定する特定建築物等の事前協議に係る事務を円滑かつ適正に処理するために必要な事項を定める。

(指導、助言及び指示)

第 2 条 事前協議に伴い、特定建築主等に対して知事が行う指導及び助言並びに指示は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 指導及び助言とは、特定建築物又は公共的施設に係る設計及び施工に関する啓発及び情報の提供並びに相談に対する指導及び助言をいう。
- 二 指示とは、条例施行規則（平成 7 年 5 月 8 日熊本県規則第 2 7 号。以下「規則」という。）第 7 条に定める特定建築物等の特定施設及び整備施設を次条に掲げる判断基準に照らし、著しく不十分であると認めるとき、その判断根拠を示して具体的な指示をすることをいう。

(判断基準)

第 3 条 事前協議における建築物特定施設及び整備施設の整備に係る判断の基準となる事項は、建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 1 0 条に定めるもの）、建築物特定施設付加基準（条例施行規則第 5 条に基づく別表第一に定めるもの）及び整備基準（規則第 6 条に基づく別表第二に定めるもの）とする。

(所掌事務)

第 4 条 特定建築物等の事前協議に係る事務の所掌は、次の各号に定めるところによる。

- 一 熊本県土木部建築住宅局建築課（以下「建築課」という。）は、指導及び助言等に関する総括的事務並びに条例第 2 1 条に関する事項を所掌する。
- 二 広域本部は、条例第 1 8 条から第 2 0 条まで及び第 2 4 条に関する事項を所掌する。
- 三 熊本市、八代市及び天草市は、条例第 1 8 条から第 2 1 条まで及び第 2

4条に関する事項を所掌する。

（台帳整理）

第5条 広域本部、熊本市、八代市及び天草市（以下「広域本部等」という。）は、事前協議に係る受付状況を記録するため、事前協議受付台帳（別記第1号様式）を整備するものとする。

（事前協議に対する事務処理）

第6条 広域本部等は、事前協議書及び添付図書に記載された特定建築物等の工事の内容を第3条の基準に照らして、適当と認められる場合は、事前協議済通知書（別記第2号様式）を、また、不十分と認められる場合は、指導及び助言を行い、その内容を事前協議に対する指導通知書（別記第3号様式）で協議者に通知するものとする。

2 広域本部等は、規則第7条に定める特定建築物等について、工事の内容が著しく不十分であると認めるときは、その判断根拠を示し、建築物特定施設及び整備施設に必要な措置を講じるよう事前協議に対する指示書（別記第4号様式）で協議者に通知するものとする。

（事前変更協議）

第7条 規則第11条第2項の規定による変更の協議は、次に掲げる場合に行うものとする。

- 一 特定建築物の用途の変更
- 二 配置計画に関する重要な計画の変更
- 三 平面計画に関する全面的な計画変更
- 四 その他建築物特定施設及び整備施設に関する変更

（勧告等）

第8条 広域本部等は、条例第20条の規定に基づき、事前協議又は事前変更協議を行わなかった特定建築主等に対して、勧告書（別記第5号様式）により勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告にもかかわらず、特定建築主等が事前協議又は事前変更協議を行わないときは、広域本部は、公表等の措置について建築課に公表

等措置依頼書（別記第 6 号様式）により依頼するものとする。

3 前項の規定により依頼を受けた建築課は、特定建築主等に対する意見の聴取等及び公表に係る事務を行うものとする。

4 熊本市、八代市及び天草市は、第 1 項の規定による勧告にもかかわらず、特定建築主等が事前協議又は事前変更協議を行わないときは、特定建築主等に対する意見の聴取等及び公表に係る事務を行うものとする。

（協議内容の変更届）

第 9 条 工事の施工等に伴い協議した内容を変更（第 8 条に規定する変更を除く。）した建築主等は、工事が完了したときは直ちに、知事に協議内容の変更を届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出に必要な書類は、付近見取図、配置図、各階平面図及びその他必要な図面のうち当該変更に係るものを添えた協議内容の変更届（別記第 7 号様式）並びに特定建築物整備調書（規則別記第 3 号様式その 1）及び特定建築物等整備調書（規則第 3 号様式その 2）とする。

（図書の閲覧）

第 10 条 事前協議において提出された関係書類のうち、閲覧の請求があった場合に閲覧させることのできる書類は、規則別記第 2 号様式とする。

（報 告）

第 11 条 広域本部等は、毎月 10 日までに前月の事前協議の状況を建築課まで報告するものとする。

附 則

この要項は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要項は平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和7年6月1日から施行する。